

事業主の皆さまへ

～大阪・関西万博閉幕に伴う労働者の離職に関する手続き・措置等～

(※ お問い合わせ先)



雇用保険 被保険者に関する手続き (※ハローワーク)

- ・雇用保険の被保険者は、離職日の翌日から資格を喪失します。手続きは、適用事業所の所在地を管轄するハローワークへ。



大量離職届の提出について (※ハローワーク)

- ・1か月に30人以上の離職者が同一事業所で発生する場合、最後の離職が生じる日の1か月前までに、ハローワークへ提出が必要です。
★契約期間満了による離職であっても、6か月を超えて引き続き雇用されている方は、離職者に含まれます。



有期労働契約の雇止め等に関する基準 (※労働基準監督署)

- ・労使トラブルを防止するため、労働基準法第14条第2項に基づく基準により、使用者は雇止めに関する適切な措置を講じてください。



適切な労務管理のポイント (※2次元コード参照)

- ・労働基準法、有期労働契約の雇止め等に関する基準、労働契約法などの法令遵守に加えて、裁判例も参考にしながら、解雇・雇止めをめぐるトラブル防止に努めてください。



派遣元事業主の責務 (※大阪労働局 需給調整事業第2課)

- ・派遣契約が中途解除された場合や、派遣労働者の雇用期間が通算1年以上となった場合に、雇用安定措置を講じる必要があります。



派遣先の責務 (※大阪労働局 需給調整事業第2課)

- ・派遣契約を中途解除する際は、①派遣元事業主の同意を得る、②相当の猶予期間を設けた解除の申し入れのほか、③派遣労働者の新たな就業機会の確保を図る等、雇用安定措置を講じる必要があります。



詳細は、2次元コードよりご確認ください